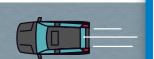
◆
从
JA共済



## 道路交通法が改正されました

シルバー世代の交通事故防止を目的に、 平成29年3月の道路交通法の一部改正 に伴い高齢者講習制度が変わりました。

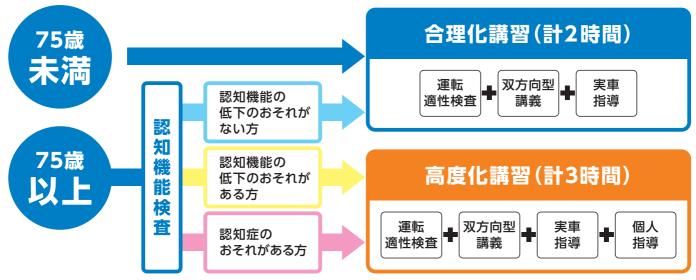






75歳以上の方は、免許更新時に受ける 認知機能検査の結果により、受講する 高齢者講習の内容が変わります。







## 75歳以上のドライバーが、下記に記載の

「認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為」をした場合、臨時の認知機能検査を受けることとなります。

◎臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された方は、新設された 「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

- 1.信号無視
- 2. 通行禁止違反
- 3. 通行区分違反
- 4. 横断等禁止違反
- 5. 進路変更禁止違反
- 6. しゃ断踏切立入り等
- 7. 交差点右左折等方法違反
- 8. 指定通行区分違反
- 9. 環状交差点左折等方法違反
- 10. 優先道路通行車妨害等

- 11. 交差点優先車妨害
- 12. 環状交差点通行車妨害等
- 13.横断歩道等における 横断歩行者等妨害
- 14. 横断歩道のない交差点に おける横断歩行者妨害
- 15.徐行場所違反
- 16. 指定場所一時不停止等
- 17. 合図不履行
- 18.安全運転義務違反

